

危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会について （「可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所」の明確化について）

各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しており、危険物施設について安全性、効率化を高める新技術の導入により効果的な保安を行うこと（スマート保安）の実現が期待されています。消防庁では「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、危険物施設における可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所の明確化のあり方について検討を行いました。

○ 検討の概要

技術基準では、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所では、火花を発する機械器具等を使用しないこととされており、危険物施設において使用する電気機械器具等については、防爆構造を有するものを使用している。

→ 危険物施設（製造所及び一般取扱所）の屋内において、定常時の作業状態で測定した可燃性蒸気等の濃度が、当該可燃性蒸気等の爆発下限界濃度の 25% 未満の値であることが確認された場所については、以下の安全対策を講じることと条件として、「可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所」（危険物の規制に関する政令第 24 条第 13 号）に該当しないものと取り扱うこととして差し支えないとされました。

ア 従業員が電子機器等（防爆構造を有しないもの）を携帯して当該場所に入出入りする場合は、次の事項を徹底すること。

（ア）可燃性ガス検知器（爆発下限界濃度の 25% 以上の可燃性ガスを検知した場合に警報を発するもの）を携帯すること。

（イ）換気設備が有効に作動しているか確認するため、危険物を取り扱う前や電子機器等を使用する場合は目視等によって確認する対策等を講じること。

（ウ）可燃性ガスが検知された場合は、直ちに、電子機器等の電源の遮断及び安全な場所への退避を行うこと。

イ 携帯できない電子機器等（自動歩行ロボット等）は、可燃性ガスが検知された場合に電源が遮断される機能を有するものとする。